

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2024 年 4 月 26 日乗車となるものから施行します。ただし、第 130 条第 1 項第 2 号ト及び第 139 条の 2 に係る改正規定は、2024 年 3 月 16 日乗車となるものから施行します。

現行（4/1 時点）	改正
（前略）	（前略）
<p>（特定の特別急行券の発売）</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(イ)のdの(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（<u>36 ぶらす3号</u>を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の4 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p>	<p>（特定の特別急行券の発売）</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(イ)のdの(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（<u>ななつ星in九州号、或る列車号、36ぶらす3号、かんばん号及びいちろく号</u>を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の4 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p>

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号及び36ぷらす3号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金

(中略)

(ニ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金を500円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金

(中略)

(ニ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金を500円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200

崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,430 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500 円とする。

(中略)

崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,430 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500 円とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

(中略)

e 特別急行列車36ぶらす3号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

(中略)

c 特別急行列車36ぶらす3号の個室(2人用、4

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

(中略)

e 特別急行列車36ぶらす3号、特別急行列車かんばち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

(中略)

c 特別急行列車36ぶらす3号の個室(2人用、4

人用、6人用) (1人当たりの料金とする)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金

(中略)

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

人用、6人用) 並びに特別急行列車かんばち号及び特別急行列車いちろく号の個室(6人用) (1人当たりの料金とする)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) 2,500円とする。

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金

(中略)

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

<p>(以下略)</p>	<p><u>ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運 転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680円とする。</u></p> <p>(以下略)</p>
--------------	--